

合宿運転免許参加規定

当校は、「合宿参加規定」を下記の通り定める。入校する者は、この規定を遵守しなければならない。

◆第1条 申込手続き

- ① 合宿参加の申込みは当校のホームページ、または申込書により行う。
- ② 当校所定の申込手続きをなした上、参加費用の全額またはその内金を支払うことにより契約が成立したものとする。
- ③ 当校の定めた申込期限までに申込手続きが完了していない場合、予約無効となる。

◆第2条 参加資格

免許取得年齢に達しかつ公安委員会が定める基準以上の視力があり、色彩識別が可能な者とする。

A. 視力

① 自二（普・大）、普通、大特

両眼で0.7以上、片眼で0.3以上【眼鏡、コンタクトレンズ使用可（カラーコンタクト使用不可）】。
片眼で0.3未満又は片眼が見えない者であっても、片眼が0.7以上、視野角度150度以上あれば可。

② 中型、大型、二種

両眼で0.8、片眼で0.5以上【眼鏡、コンタクトレンズ使用可（カラーコンタクト使用不可）】。
片眼で0.5未満または、片目が見えない者は不可。

深視力検査は、3回の平均誤差が20mm以内

B. 青、赤、黄色の識別が出来る者。

C. 運転に支障がある障害及び運転に影響する病気（症状等）ある方は各都道府県の運転免許試験場「運転適性相談窓口」にて適性相談をお受け下さい。適性相談の結果、不適切な場合は受付出来ません。

申込時にお申し出下さい。

D. 中学卒業以上の学力があり、学科試験に出題される漢字の読解ができる者。

日本語の授業が理解できる者。

E. 無免許運転等の交通違反または取消処分を受けた後その欠格期間が経過している者。

但し、免許取得が可能か否かについては参加者自身による公安委員会の確認を必要とする。

免許所持者においては入校当日免許証を携帯できる者。免許停止処分中及び、紛失し再交付を受けてない者は入校できない。

F. 20歳未満で保護者の承諾のある者。

G. 短間教習スケジュールに耐え得る健康で身体に自信のある者。

H. 刺青・タトゥー、過去に無免許運転等の交通違反または、取消処分を受けた方はご入校できません。

以上、各項目に虚偽の申請がある時は入校拒否又は、強制退校にされても異議のないものとする。

◆第3条 入校前解約

入校申込み手続きを完了したのち、参加者の都合でキャンセルする場合、下記に定める解約手数料を支払うものとする。

○入校日当日～前日・・・・・・・・税込32,400円

○それ以前・・・・・・・・税込10,800円

尚、入校当日、前日の延期申し出についてはキャンセル扱いとする。

◆第4条 保留期間

参加者の都合で入校日を延期する場合は、保留とし、その期間を1年間と定める。

期間終了後及び、保留からキャンセルにする場合、第3条記載のキャンセル料を申し受ける。

◆第5条 日程

契約時に通知される日程は、あくまでも予定である。

従って合格基準に達しない時及び地震・水害・雪害等の天災により教習が一時中断を余儀なくされ、日程が延長される場合がある。

その場合、当校の指示に従うものとする。

◆第6条 中途解約

- ①中途解約とは、教習開始後あるいは教習を受けるため、1泊以上宿泊した後、参加者の都合で教習の継続が中止された場合をいう。
- ②教習期間中、合宿校及び合宿地を無断で離れ何ら連絡のない時は、中途退校扱いとする。(無断外出の期間は精算時に加算される)

◆第7条 中途解約返還金

中途退校の場合は次の計算式により返還する。
 教習料金－(教習料金÷最短卒業予定日数)×教習・宿泊消化日数分

◆第8条 転校

第7条に基づき精算後、転校手続きを行なうものとする。
 その際、別に転校手数料税込 10,000 円を申し受ける。

◆第9条 遅刻

入校日の集合時間に遅れた場合、当校の許可が得られれば追って参加することが出来るが、交通費は実費となる。
教習期間中に本人の不注意や故意に学科・技能教習及び検定に遅れたり、受講しなたった場合、(病気を含む)日程が大幅に延長となるが当校保証期間内であっても、その分の教習費・宿泊費は実費とする。

◆第10条 一時帰宅、再入校

原則として、教習期間中は一時帰宅できない。
 やむをえず帰宅する場合、相談の上、指定の手続きをし、その指示に従うものとする。
 仮免学科試験に3回不合格になった場合、一時帰宅して免許センターで直接仮免許試験に合格し、仮免許証を取得した後、再入校する。
 その際の交通費・仮免取得費用は自己負担となる。
 以上の手続きを怠った場合は再入校を拒否、又は、延期されても異議ないものとする。

◆第11条 教習生遵守事項

参加者は、当校が定める校則を遵守し宿舎ならびに、校内・外で他人に迷惑となる行為、及び社会の良俗秩序に反する行為をしてはならない。特に、飲酒、暴力行為は厳禁とする。

◆第12条 強制退校

第11条に反する行為、又はこれに生ずる恐れのある時は校長の判断により、その者を強制退校に処することがある。
 その場合、料金は、一切返金しないものとする。

以上

(株)飯田自動車学校 管理者殿				以上の合宿参加規定及び当校入校案内各種を了承の上、契約いたします。			
				平成 年 月 日			
入校者氏名	印			保護者氏名	印		
入校者住所				保護者住所			

※入校者が未成年の場合は保護者の署名・捺印をお願いします。